

令和4年度 介護保険施設等運営指導 実施結果

1 サービス別の実施状況

サービス種類	事業所数			対象 d=a-b-c	計画数	実施数 e
	現存 a	医療 みなしb	休止 c			
居宅介護支援	115	0	4	111	28	24
介護予防支援	20	0	0	20	0	0
訪問介護	89	0	4	85	17	17
訪問看護	107	70	3	34	6	5
介護予防訪問看護	71	37	3	31	6	5
居宅療養管理指導	551	551	0	0	-	0
介護予防居宅療養管理指導	430	430	0	0	-	0
訪問入浴介護	5	0	0	5	1	1
介護予防訪問入浴介護	4	0	0	4	1	1
訪問リハビリテーション	38	34	0	4	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	29	24	0	5	2	2
通所介護	83	0	3	80	14	15
通所リハビリテーション	25	13	0	12	2	2
介護予防通所リハビリテーション	25	13	0	12	2	2
短期入所療養介護	15	0	0	15	3	2
介護予防短期入所療養介護	15	0	0	15	3	2
短期入所生活介護	52	0	0	52	28	19
介護予防短期入所生活介護	49	0	0	49	28	19
特定施設入居者生活介護	17	0	0	17	4	3
介護予防特定施設入居者生活介護	16	0	0	16	4	1
福祉用具貸与	22	0	0	22	1	1
介護予防福祉用具貸与	22	0	0	22	1	1
特定福祉用具販売	23	0	0	23	1	1
特定介護予防福祉用具販売	23	0	0	23	1	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	0	1	4	0	0
夜間対応型訪問介護	1	0	1	0	-	0
地域密着型通所介護	86	0	5	81	17	16
認知症対応型通所介護	7	0	0	7	1	1
介護予防認知症対応型通所介護	6	0	0	6	1	1
小規模多機能型居宅介護	11	0	0	11	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	8	0	0	8	0	0
認知症対応型共同生活介護	48	0	0	48	21	20
介護予防認知症対応型共同生活介護	43	0	0	43	18	17
地域密着型特定施設入居者生活介護	9	0	0	9	2	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	22	0	0	22	14	12
看護小規模多機能型居宅介護	6	0	0	6	0	1
介護老人福祉施設	23	0	0	23	15	7
介護老人保健施設	13	0	0	13	2	2
介護療養型医療施設	2	0	0	2	1	0
介護医療院	1	0	0	1	0	0
計	2137	1,172	24	941	248	204

令和4年度 介護保険施設等運営指導 実施結果

運営指導の結果、204事業所中、52事業所に対して合計119の文書指導を行った。
 主な指導事項については、次のとおり。

事業所区分	事業所数 (対象)	実施数	文書指導した 事業所数	文書指導数
1 (介護予防) 居宅サービス	526	102	18	42
2 居宅介護支援・介護予防支援	131	24	7	22
3 施設サービス	39	9	5	7
4 (介護予防) 地域密着型サービス	245	69	22	48
計	941	204	52	119

1-1. 訪問介護

項 目	件 数	主 な 指 導 事 項
人員に関する事	5	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者は原則として常勤の訪問介護員から選任するものとされているが、兼務のできない業務である有料老人ホームの管理者を兼務していた。 ・指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上と定められているが、勤務表からは、訪問介護と介護保険外サービスの勤務時間が分けられていなかったため、確認できなかった。
運営に関する事	12	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の報酬改定に関する利用料金について、利用者負担額改定表で配布する等を行っていたとのことでしたが、説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残していなかった。 ・ハラスメント防止の方針を作成していなかった。 ・訪問介護事業所の勤務表を作成しておらず、同一法人が運営する有料老人ホーム等の職員と兼務していたが、有料老人ホームの勤務表しか作成していなかった。
報酬請求に関する事	4	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供に当たって、サービス提供責任者から訪問介護員等に対し、留意事項の伝達や、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けことが確認できなかった。

1-2. 通所介護

項 目	件 数	主 な 指 導 事 項
人員に関すること	3	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の配置について、病院等との連携により確保した場合でも、営業日ごとに事業所内で利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、病院等と連携した場合は、配置しなくてもよいと勘違いして、配置していない日があった。 ・生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければならないが、常勤の生活相談員又は介護職員は確認できなかった。 ・生活相談員は、指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるが、生活相談員の配置がない日があった。 ・個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの人員配置基準において、指定通所介護等事業所に配置が義務付けられている管理者が、管理者の職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることは同基準を見たさない。
運営に関すること (勤務体制の確保等)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしなければならないが、日々の勤務時間の記載しかなかった。
運営に関すること (秘密保持)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者又はその家族の個人情報の取り扱いについて、個人情報を用いることについて同意は得ていたが、個人情報の利用の目的について利用者又はその家族に説明し、同意を得ていなかった
報酬請求に関すること (人員基準減算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っているが介護給付費の減額を行っていなかった。
報酬請求に関すること (入浴介助加算（Ⅱ）)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえ、浴室における当該利用者の動作、浴室の環境を評価する記録が確認できなかった。 ・入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅に近い環境にて、入浴介助を行うこととしているが、利用者の居宅の浴室の環境を個別に模した環境での入浴介助を実施していなかった。
報酬請求に関すること (個別機能訓練（Ⅰ）イ)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練計画書には、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等の内容の記載がなかった。 ・3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行っていなかった。 ・個別機能訓練を実施した際の、個別機能訓練の目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等の記録がなかった。

1-3. (介護予防) 短期生活入所介護

項目	件数	主な指導事項
運営に関する事 (運営規定)	1	・「緊急時における対応方法」について記載がなかった。また記載された居住費と実際の居住費が異なっていた。
運営に関する事 (その他)	1	・運営規定に変更を生じたが、届け出を行っていなかった。10日以内に届け出ること。
報酬請求に関する事 (サービス体制強化加算(Ⅱ))	3	・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとしているが、職員の割合の算出がされていなかった。
報酬請求に関する事 (サービス体制強化加算(Ⅱ))	2	・規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上配置できていなかった。 ・1日平均夜勤職員数は、夜勤を行う職員の数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定することとなっているが、算定されていなかった。

1-4. (介護予防) 特定施設入居者生活介護

項目	件数	主な指導事項
報酬請求に関する事 (夜間看護体制加算)	1	・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていなかった

2-1. 居宅介護支援

項目	件数	主な指導事項
運営に関すること (内容及び手続の説明及び同意)	5	<ul style="list-style-type: none"> ・前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、(地域密着型)通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、あらかじめ利用者に対して、文書を交付し、説明を行っていない。(令和3年度制度改正関係)(5件) ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて、あらかじめ利用者に対して、文書を交付し、説明を行っていない。(平成30年度制度改正関係)(2件)
運営に関すること (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)	7	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないが、検討の過程と必要な理由を記載していなかった。 ・サービス担当者会議を開催していなかった。 ・指定居宅サービス事業所からの個別サービス計画が確認できなかった。
運営に関すること (勤務体制の確保)	5	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援事業所ごとに、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にした月ごとの勤務表を作成し、勤務の体制を定めていなかった。(4件) ・ハラスメント防止の方針等の明確化及びその周知・啓発をしていなかった。(1件)
運営に関すること (秘密保持)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく秘密を漏らすことがないよう、誓約書を交わす等必要な措置を講じていなかった。
運営に関すること (事故発生時の対応)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について、マニュアル等確認できなかった。
運営に関すること (その他)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の勤務の体制及び勤務形態の変更について、十日以内に、届け出を行っていないかった。 ・運営規定に変更を生じたが、届け出を行っていないかった。10日以内に届け出ること。(2件)
報酬請求に関すること (運営基準減算)	5	<ul style="list-style-type: none"> ・前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、(地域密着型)通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合あらかじめ利用者に対して文書を交付し、説明を行っていないにもかかわらず、運営基準減算を行っていないかった。(4件) ・介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていないにもかかわらず、運営基準減算を行っていないかった。

3-1. 介護老人福祉施設

項目	件数	主な指導事項
運営に関すること (具体的取扱方針)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等の適正化のための指針は作成されていたが、指針に必要な身体拘束適正化委員会の組織、職員研修、報告方法、発生時の対応、閲覧、身体拘束適正化の方針の記載がなかった。 ・身体拘束適正化委員会は3月に1回以上開催されていなかった。 ・身体拘束適正化委員会は、委員会の次第のみが綴られ、内容に関する記録はなかった。 ・委員会において事例を分析し、当該事例の適正性と適正化策について検討された記録は確認できなかった。
報酬請求に関すること (日常生活継続支援加算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引等を必要とする者の占める割合を算出し記録していなかった。
報酬請求に関すること (夜勤職員配置加算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合に算定できるが、1以上上回っていなかった。
報酬請求に関すること (看取り介護加算)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・入居の際に、利用者又はその家族に対して当該指針の内容を説明し、同意を得なければならないが同意を得ていなかった。 ・入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録をすることとしているが、家族の精神的な状態の変化及びこれに関するケアについての記録がなかった。

3-2. 介護老人保健施設

項目	件数	主な指導事項
報酬請求に関すること (退所時等支援加算-試行的退所時指導加算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者又は家族に対し、趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施することや、試行的退所時指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載することとされているが、記録が確認できなかった。

4-1. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

項 目	件 数	主 な 指 導 事 項
運営に関すること (入退所)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・「入所にかかる指針」には、特例入所者（特定入所）の基準について記載がなかった。 ・「入所者申込み案内」（施設作成）の入所については、「入所判定委員会において当施設の入所基準に則り」とあるが、入所基準（指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針）はなかった。 ・入所に際し開催される入所者判定会議の議事録は、会議の次第のみ保管され、協議の内容について記録がなかった。
運営に関すること (具体的取扱方針)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等の適正化のための指針は作成されていたが、指針に必要な身体拘束適正化委員会の組織、職員研修、報告方法、発生時の対応、閲覧、身体拘束適正化の方針の記載がなかった。 ・身体拘束適正化委員会は3月に1回以上開催されていなかった。 ・身体拘束適正化委員会は、委員会の次第のみが綴られ、内容に関する記録はなかった。 ・委員会において事例を分析し、当該事例の適正性と適正化策について検討された記録は確認できなかった。
運営に関すること (緊急時等の対応)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の病状の急変等に備えるため、配置医師による対応その他の対応方針を定めていなかった。
運営に関すること (運営規定)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程には、記載すべき「緊急時における対応方法」について記載がなかった
運営に関すること (秘密保持等)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者又はその家族の個人情報の取り扱いについて、個人情報を用いることについて同意は得ていたが、個人情報の利用の目的について利用者又はその家族に説明し、同意を得ていなかった。
運営に関すること (その他)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規定に変更を生じたが、届け出を行っていなかった。10日以内に届け出ること。
報酬請求に関すること (身体拘束廃止未実施減算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上実施していなかったが、減算していなかった。
報酬請求に関すること (個別機能訓練加算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の個別機能訓練について、実施時間の記録及び個別機能訓練の具体的な訓練内容の記録がなかった。
報酬請求に関すること (夜勤職員配置加算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合に算定できるが、1以上上回っていなかった。
報酬請求に関すること (日常生活継続支援加算)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・本体施設である介護老人福祉施設において日常生活継続支援加算を算定し、併設する短期入所生活介護においてサービス提供体制強化加算を算定する場合、本体施設とし短期入所を兼務する職員(介護福祉士)については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなど方法により当該施設常勤換算数を本体施設と短期入所でそれぞれ割り振った上で加算要件を満たす場合に算定していなかった。
報酬請求に関すること (看取り介護加算)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・入居の際に、利用者又はその家族に対して当該指針の内容を説明し、同意を得なければならないが同意を得ていなかった。 ・入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録をすることとしているが、家族の精神的な状態の変化及びこれに関するケアについての記録がなかった。

4-2. 看護小規模多機能型居宅介護

項目	件数	主な指導事項
運営に関すること (地域との連携等)	1	・サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）は行っていたが、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っていなかった
報酬請求に関すること (看護体制加算)	1	・看護体制加算を算定するための次の(1)～(4)の割合又は人数を記録した資料が作成されていなかった。 (1) 利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が百分の八十以上であること。 (2) 利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。 (3) 利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。 (4) ターミナルケア加算を算定した利用者が一名以上であること。

4-3. 地域密着型通所介護

項目	件数	主な指導事項
人員に関すること	1	・介護従事者について、前年度の平均サービス提供時間が8時間とこのことなので、介護従事者は8時間以上必要だが、一月の半数が8時間未満でサービス提供時間帯を通じていない日が散見された。単位ごとに常時1名以上確保していなかった。
運営に関すること (内容及び手続の説明及び同意)	1	・提供するサービスの第三者評価の実施状況について、文書での交付、説明等を行っていなかった。 ・報酬改定による単価の変更等について重要事項説明書を変更した際に、文書を交付し説明を行っていたが、同意を得ていなかった。 ・重要事項説明書、パンフレットに記載された通所介護に係る所要時間について、平成30年度報酬改定された基本サービスのサービス提供時間を2時間ごとから1時間ごとに反映されていなかった。
運営に関すること (個別介護サービス計画等の作成)	1	・ケアプランには、入浴とあったが、通所介護計画には記載がなかった。 地域密着型通所介護計画について、ケアプランが更新されたが内容に変更がなかったため、通所介護計画を新たに作成せず、従前のままであった。
運営に関すること (勤務体制の確保等)	1	・ハラスメント防止方針の明確化等の措置を講じていなかった。
運営に関すること (秘密保持等)	1	・従業員の秘密保持に関する誓約書を作成していなかった。
運営に関すること (定員の遵守)	1	・業所の利用者数は、介護予防通所介護に相当するサービスの利用者数を含めることとなっているが、定員を超過した日があった。
運営に関すること (非常災害対策)	1	・通報訓練、避難訓練を行っていなかった。消防法第8条の規定により防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定地域密着型通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行うこと。

報酬請求に関すること (個別機能訓練加算 (I) イ)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練実施回数の記録がなかった。 ・目標設定に当たり、利用者の居宅を訪問していなかった。 ・個別機能訓練計画に訓練実施回数の記載がなかった。 ・地域密着型通所介護計画のサービス提供記録を使用していたため、個別機能訓練計画に基づいた訓練項目、実施者、訓練実施時間の記載が漏れていた。 ・独自の個別機能訓練計画書を使用していたため、令和3年度報酬改定で新たに加えられた事項について、記載が漏れていた。 ・個別機能訓練の実施者が不明確であった。 ・3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問し実施状況や個別機能訓練の効果等について説明した記録がなかった。 ・本来、機能訓練指導員が個別機能訓練計画を作成しなければならないが、生活相談員が個別機能訓練計画を作成していた。 ・個別機能訓練計画に記載された実施者欄については、本来機能訓練指導員であるが介護士となっていた。
報酬請求に関すること (個別機能訓練加算 (I) ロ)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置について、看護職員兼機能訓練員を2名配置しているが、解釈通知では、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置することとされているが、看護職に従事する時間を除くと時間帯を通じて1名以上理学療法士等を配置していなかった。
報酬請求に関すること (人員基準減算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者が人員基準欠如していたが、減算していなかった。
報酬請求に関すること (介護職員処遇改善加算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス要件Ⅱのイの一、資質向上のための計画を作成しておらず、研修等を行っていなかった。

4-4. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則		
人員に関すること	2	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従業者のうち、1以上の者は、常勤でなければならないが、常勤の者がいなかった。 ・計画作成担当者の介護支援専門員の資格の有効期限が8か月前に満了していたのに気づいていなかったため、
運営に関すること (具体的取扱方針)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修が令和4年度において未実施で未計画であった。 ・身体的拘束をされている入居者が3名いたが、初めに1度説明し同意を得たのみで、終了予定日以降、再度説明同意を得ていなかった。また同意書に拘束の時間帯・期間、拘束開始日・終了予定日等一時性を示した記載がなかった。
運営に関すること (勤務体制等)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止方針の明確化等の措置を講じていなかった。
運営に関すること (秘密保持)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の秘密保持に関する誓約書を作成していなかった。
報酬請求に関すること (人員基準減算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、減算していなかった。
報酬請求に関すること (身体拘束廃止未実施減算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修が令和4年度において未実施で未計画であったにもかかわらず、減算していなかった。

報酬請求に関すること (サービス提供体制強化加算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、加算を請求していた。
報酬請求に関すること (生活機能向上連携加算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画に、a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容、b 生活機能アセスメントの結果に基づき、a の内容について定めた三月を目途とする達成目標、c b の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標、d b 及び c の目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容のの日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載がなかった。
報酬請求に関すること (医療連携体制加算)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「重度化した場合における対応に係る指針」を定めることとされているが、指針に①急性期における医師や医療機関との連携体制②入院期間中における認知症共同生活介護における居住費、食費の取扱いの記載がなく、①②に関し利用者又はその家族に説明し同意を得ていなかった。 ・当該事業所の利用者の状況等を勘案して必要な時間数の勤務が確保できていることが必要であるため、事業所における勤務実態がなく、単に「オンコール体制」としているだけでは、医療連携体制加算の算定は認められない。
報酬請求に関すること (看取り介護加算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・入居の際に、利用者又はその家族に対して当該指針の内容を説明し同意を得なければならないが同意を得ていなかった。 ・算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目の「看取りに関する指針」について、実際は見取りをしないにもかかわらず、見取りをするよう記載し同意を得ていた。
報酬請求に関すること (介護職員処遇改善加算)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件、介護職員の資質の向上の支援に関する計画について、従業者に周知していなかった。